

令和6年度

## 芽室町人事行政の運営等の状況

令和7年9月  
総務課総務係

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第2条第2号関係)

### (1)採用及び退職の状況

#### ① 職員の採用に関する状況

(単位:人)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
正職員	7	4	3	14
再任用職員	0	0	0	0
会計年度任用職員(フルタイム)	1	2	0	3
計	8	6	3	17

※任期更新による継続雇用は除く

#### ② 職員の退職に関する状況

(単位:人)

区分	退職					免職		計
	定年	勧奨	普通	任期満了	死亡	分限	懲戒	
正職員	3	0	6	2	0	0	0	11
会計年度任用職員(フルタイム)	0	0	0	4	0	0	0	4
計	3	0	6	6	0	0	0	15

※任期更新による継続雇用は除く

### (2)年齢別構成(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
正職員	1	18	39	28	26	28	35	27	40	36	36	12	326
会計年度任用職員(フルタイム)	0	0	1	2	2	1	2	3	5	3	3	8	30
計	1	18	40	30	28	29	37	30	45	39	39	20	356

### (3)部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

【正職員】			(単位:人)		
区分	職員数		対前年増減比	令和6年度の主な増減理由	
部門	令和5年度	令和6年度			
普通会計	議会	3	3	0	
	総務	47	49	2	育休による人員調整
	税務	11	11	0	
	農林	18	18	0	
	商工	11	12	1	業務内容充実のための人員増
	土木	15	15	0	
	民生	42	41	▲1	育休による人員減
	衛生	14	15	1	育休による人員調整
	教育	25	25	0	
小計		186	189	3	
公営企業等会計	病院	121	121	0	
	水道	4	4	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	9	9	0	
合計		323	326	3	(定数:335)

【会計年度任用職員(フルタイム)】				(単位:人)		
区分	職員数		対前年増減比	令和6年度の主な増減理由		
部門	令和5年度	令和6年度				
普通会計	議会	0	0	0		
	総務	1	1	0		
	税務	0	0	0		
	農林	0	0	0		
	商工	0	0	0		
	土木	0	0	0		
	民生	13	12	▲1	採用補充不足による人員減	
	衛生	0	0	0		
	教育	16	17	1	教育活動指導助手採用枠増による人員増	
小計		30	30	0		
公営企業等会計	病院	0	0	0		
	水道	0	0	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	0	0	0		
合計		30	30	0		

## 2. 人事考課の状況

### (1) 人事考課の実施状況(令和6年度)

区分	実施時期
上期人事考課	令和6年10月
下期人事考課	令和7年3月

### (2) 給与等への反映状況

対象職員	区分	反映内容
課長職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映
課長補佐職	勤勉手当	考課結果に応じて、期末手当支給率を0.10～▲0.10の範囲内で反映

## 3. 退職管理の状況

### (1) 退職管理の実施状況(令和6年度)

#### ①整備済み例規

- (ア) 芽室町職員の退職管理に関する規則(平成28年7月8日規則第37号)
- (イ) 芽室町職員の退職管理に係る地方公務員法第38条の2第7項に規定する届出に関する規則  
(平成28年8月22日公平委規則第3号)

#### ②再就職者による依頼等の届出状況

実績なし

#### 4. 職員の給与の状況

##### (1)総括

###### ①人件費の状況(令和6年度地方財政状況調査)

住基台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和5年度人件費率 %
人 17,955	14,249,725	384,179	2,003,537	14.06%	12.39

###### ②給与の状況(令和6年度決算)

区分 (単位)	職員数	給与費			
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円
正職員	人 330	1,383,656	33,943	578,177	1,995,776
会計年度任用職員(フルタイム)	25	67,037	3,105	13,991	84,133
合計	355	1,450,693	37,048	592,168	2,079,909

※職員数は令和7年3月31日現在(決算時)の人数

##### (2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

###### ①平均年齢、平均給与月額(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	国家公務員	42.1歳
	町職員	40.5歳
	会計年度任用職員(フルタイム)	50.0歳
医師・歯科医師等	国家公務員	53.9歳
	町職員	53.0歳
薬剤師・栄養士等	国家公務員	46.9歳
	町職員	41.3歳
看護師等	国家公務員	48.1歳
	町職員	42.2歳

###### ②職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区分	町				国
	一般行政職	医師・歯科医師等	薬剤師・栄養士等	看護師等	
大学卒	220,000	700,000	227,400	255,400	220,000
短大卒	204,400		208,300	249,400	204,400
高校卒	188,000		188,600	240,600	188,000

###### ③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区分	経験年数	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
		大学卒	323,458	374,356	399,606
一般行政職	短大卒	241,653	342,343	374,850	357,150
	高校卒	215,970	287,330	372,543	381,058
	大学卒	1,237,143	1,500,000	1,520,000	0
医師・歯科医師等	大学卒	260,750	343,300	407,200	388,400
	短大卒	262,975	334,475	374,550	395,600
	高校卒	0	0	388,000	271,900
看護師等	大学卒	259,300	318,143	383,267	0
	短大卒	276,435	361,794	387,200	406,750
	高校卒	256,400	0	390,000	0

## (3)級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	0級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
主な役職 及び職務	医師 技師	主事 技師	主任	係長 主査 副主幹	課長補佐 主管	課長	参事	
職員数	10人	40人	40人	90人	75人	44人	27人	326人
構成比	3.1%	12.3%	12.3%	27.5%	23.0%	13.5%	8.3%	100%

## (4)職員の手当の状況(令和6年4月1日現在)

種別	支給期	算出基礎	国の制度
期末手当 勤勉手当	6月 12月	(給料月額+扶養手当)×230.0/100 (期末 125.0/100,勤勉 105/100)  (給料月額+扶養手当)×230.0/100 (期末 125.0/100,勤勉 105/100)  ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 6級→給料月額×15/100, 4-5級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100 (医療職)医師・6級→給料月額×15/100.5級→給料月額×10/100, 4-3級→給料月額×5/100	期末手当 (給料月額+扶養手当)×125.0/100 勤勉手当 給料月額×105/100 期末手当 (給料月額+扶養手当)×125.0/100 勤勉手当 給料月額×105/100 ◎職制上の段階、職務の級による加算措置 8級以上→給料月額×20/100, 7-6級→給料月額×15/100, 5-4級→給料月額×10/100, 3級→給料月額×5/100
寒冷地手当	11~3月	地域の区分→1級地 ・世帯主(扶養親族有) → 29,400円×5か月= 147,000円 ・世帯主(扶養親族無) → 16,200円×5か月= 81,000円 ・その他の世帯 → 11,500円×5か月= 57,500円	同 左
時間外休日勤務手当	毎月	1人当り予算額→給料年額×6% (一般会計) 1時間当り算定基礎 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週-155時間) ×125/100(平日)、150/100(平日深夜)、135/100(休日)、160/100(休日深夜) 振替取得 ((給料月額+特勤手当+住居手当(持家のみ)+寒冷地手当)×12月)÷(38.75時間×52週-155時間)×35/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。	1時間当り算定基礎 ((給料月額+調整手当)×12月÷(38.75時間×52週)) ×125/100.150/100.135/100.160/100 ((給料月額+調整手当)×12月÷(38.75時間×52週))×25/100 ※月あたりの超過勤務時間数が60時間を超過する場合は、超過分の加算率を150/100とする。
扶養手当	毎月	・配偶者 → 6,500円 ・子1人につき → 10,000円 ・父母等1人につき → 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同 左
管理職手当	毎月	・行政職給料表 課長職→51,900円 補佐職→31,700円 ・医療職給料表(1) 医師→給料月額×20/100 (医員→給料月額×12/100) ・医療職給料表(2) 課長職→51,900円 補佐職→31,400円 ・医療職給料表(3) 課長職→58,500円又は54,200円 補佐職→31,600円	(俸給の特別調整額) 俸給表別、職級の級別、俸給の特区別調整額の区分別に定められた額を支給
当直手当	毎月	病院医師 病院その他 その他 ・宿、日直手当 1回 30,000円 8,400円 6,300円 ・土曜日直手当 1回 15,000円 4,200円 3,150円	・宿、日直手当 勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円~21,000円を支給
住居手当	毎月	・持家 月額 13,000円 ・貸家 ①家賃 17,000円以下の場合 家賃-6,000円=支給額 ②家賃 17,000円を超える場合 (家賃-17,000円)÷2(16,000円限度)+11,000円=支給額(27,000円限度)	・貸家 ①家賃 27,000円以下の場合 家賃-16,000円=支給額 ②家賃 27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)÷2+11,000円 =支給額(28,000円限度)
通勤手当	毎月	①交通機関等利用の場合 ・運賃相当額の支給限度額 55,000円 ②交通用具使用の場合 ・片道 2km以上15km未満の原動機付交通用具使用者 7,100円 ・片道15km以上20km未満の原動機付交通用具使用者 10,000円 ・片道20km以上25km未満の原動機付交通用具使用者 12,900円 ・片道25km以上30km未満の原動機付交通用具使用者 15,800円 ・片道30km以上の原動機付交通用具使用者 18,700円	①同 左 ②交通用具使用者 ・片道 5km未満 2,000円 ・片道 5km以上10km未満 4,200円 ・片道10km以上15km未満 7,100円 ・片道15km以上20km未満 10,000円 ・片道20km以上25km未満 12,900円 ・片道25km以上30km未満 15,800円 ・片道30km以上35km未満 18,700円 ・片道35km以上40km未満 21,600円 ・片道40km以上45km未満 24,400円 ・片道45km以上50km未満 26,200円 ・片道50km以上55km未満 28,000円 ・片道55km以上60km未満 29,800円 ・片道60km以上 31,600円
児童手当	6月 10月 12月 2月	満18歳年度末までの児童 月額 10,000円 3歳未満及び小学生以下の第3子 月額 15,000円 第3子以降の児童 月額 30,000円	同 左
単身赴任手当	毎月	・基礎額(交通距離が60Km以上の単身赴任者) 定額 30,000円 ・加算額 職員の住宅から配偶者の住宅までの距離が100Km以上の場合 距離区分 100~300km 300~500km 500~700km 700~900km 900~1100km 支給額 8,000円 16,000円 24,000円 32,000円 40,000円 距離区分 1100~1300km 1300~1500km 1500~1700km 1700~2000km 2000~2500km 2500km以上 支給額 46,000円 52,000円 58,000円 64,000円 70,000円	同 左
地域手当	毎月	※道派遣職員が対象 (参考) 札幌市(4級地) (給料月額+扶養手当)×3/100	
特殊勤務手当	毎月	①伝染病防疫業務 日額 500円 ②放射線業務 月額 5,000円 ③夜間看護業務 ・勤務時間が深夜の全部を含む場合 1回 6,800円 ・深夜における勤務時間4時間以上 1回 3,300円 ・深夜における勤務時間2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ・深夜における勤務時間2時間未満 1回 2,000円 ④夜間介護業務 勤務1回につき6,100円	

## (5)特別職の給与・報酬の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区分	給料月額	期末手当
町長	772,000	年間4.5月分(6月2.25月 12月2.25月)
副町長	649,000	
教育長	583,000	
議長	306,000	在職期間 支給率 12か月 100分の410 6か月以上12か月未満 100分の246 6か月未満 100分の123
副議長	244,000	
常任委員会委員長	224,000	
議会運営委員会委員長	224,000	
議員	204,000	

## 5. 勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況

区分	期末手当
1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分(午前8時45分から午後5時30分まで)
休憩時間	1時間(午後0時から午後1時まで)

※特別な形態で勤務を要する職場は上記によらず規則で別に定めている。

### (2) 年次有給休暇の取得状況(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

職員1人当たり年間平均取得日数	14日5時間22分
(前年:令和5年1月1日～令和5年12月31日)	(14日5時間5分)

## 6. 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の件数(令和6年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
勤務実績がよくない場合	該当なし				
心身の故障の場合	0	0	0	3	3
職に必要な適確性を欠く場合	該当なし				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	該当なし				
刑事事件に関し起訴された場合	該当なし				
合 計	0	0	0	3	3

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことが期待できない場合等に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分を行うことをいいます。

### (2) 懲戒処分の件数(令和6年度)

処分事由	降任	降給	免職	休職	計
法令に違反した場合	該当なし				
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	該当なし				
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行があった場合	該当なし				
合 計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる処分をいいます。

## 7. 服務の状況

### (1) 義務免除の件数(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区分	延べ件数	人数
研修を受ける場合	16件	3人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	181件	146人
上記以外で町長が定める場合	17件	13人
合 計	214件	162人

※職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において上記の3項目においては、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

### (2) 営利企業等の従事許可数(令和6年度)

区分	延べ件数	人数
営利企業等の役員等への就任	0件	0人
営利目的の私企業の経営	0件	0人
報酬を得ての事業若しくは事務従事	20件	20人
合 計	20件	20人

※職員は、営利を目的とする私企業の役員若しくは自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされています。ただし、町の規則により許可基準を定めており、一定の条件を満たした場合に限り許可することができます。

## 8. 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施状況(令和6年度)

区分	研修名	実施主体等	参加人数
職場内研修	自己啓発	芽室町職員チャレンジ・企画提案研修	総務課 7
	外部講師	働き方研修	総務課 152
		人事考課研修	総務課 142
		危機管理研修	総務課 184
		認知症センター養成研修	高齢者支援課 1
		ゼロカーボン研修	総務課 141
	内部講師	新規採用職員ファーストステップ	総務課 7
		新規採用職員セカンドステップ	総務課 7
		新規管理職・監督職研修	総務課 6
		階層別研修(新課長・新係長対象)	総務課 6
		eラーニング(内定者フォロー)	総務課 6
職場外研修	十勝町村新規採用職員基礎研修	十勝町村会 7	
	十勝町村2年目職員ステップアップ研修	十勝町村会 7	
	十勝町村5年目職員中堅リーダー育成研修	十勝町村会 6	
	北海道技術職員専門研修【建築】	北海道建設技術センター 1	
	北海道技術職員専門研修【治水部会】	北海道建設技術センター 1	
	北海道技術職員専門研修	北海道建設技術センター 1	
	北海道被災宅地危険度判定士養成講習会	北海道 5	
	北海道被災宅地危険度判定士	北海道 2	
	災害復旧実務講習会	全国防災協会 1	
	基礎法令研修(概ね35歳)	北海道市町村職員研修センター 2	
	政策形成・能力開発研修(概ね40歳:主任)	北海道市町村職員研修センター 2	
	北海道市町村職員研修センター研修	北海道市町村職員研修センター 3	
	市町村・国際文化アカデミー研修	市町村・国際文化アカデミー 4	
	日本経営協会(NOMA)研修	日本経営協会 7	
	北海道大学公共政策大学院サマースクール	北海道大学公共政策大学院 2	
	人材育成基本方針策定講座	行政マネジメント研究所 1	
	特産物販売研修(東京都羽村市)	芽室町・芽室町観光物産協会 1	
	首都圏物産普及(東京都日野市)	総務課 2	
	友好都市職員交流(揖斐川町)	総務課 1	
	相談支援従事者研修	北海道CMネット 3	
	監督職員研修	十勝定住自立圏広域研修 2	
	管理職員研修	4	
	接遇研修	7	
	コミュニケーション向上研修	1	
	業務改善実践研修	3	
	文書能力向上研修	5	
	クレーム対応研修	1	
	社会人の学び方研修	5	
	市町村職員政策研修会	市町村振興協会 1	
	市町村国内先進事例研修	市町村振興協会 1	
	キャリア開発塾	地域活性化センター 1	
	地方創生セミナー(ベーシック)	地域活性化センター 1	
	地方創生セミナー(スタンダード)	地域活性化センター 3	
	OB・OG研修会in東京	地域活性化センター 2	
	全国地域リーダー養成塾 修了者研修会	地域活性化センター 1	
派遣研修	揖斐川町派遣:相互	1	
	北海道教育委員会派遣:相互	1	
	財地域活性化センター	1	
合 計			759

## 9. 福祉及び利益の保護の状況

### (1)厚生制度の状況

#### ①職員の安全衛生管理／令和6年度安全衛生委員会の開催状況

開催日	議題
令和6年7月25日(水)	協議・報告事項: (1)令和5年度時間外勤務実績 (2)有給休暇取得状況 (3)健康診断受診状況
令和7年2月13日(木)	協議・報告事項: (1)ストレスチェック実施結果について

#### ②職員健康診断の実施状況(令和6年度)

区分	対象者	受診者数
総合健診(ドック)	30歳以上の職員	390人
定期健康診断	30歳未満及び総合健診対象外の職員	110人

※総合健診は、30～39歳の職員は隔年で実施し、40歳以上からは毎年受診

※総合健診を受診した者は、定期健康診断は受診しない

#### ③共済組合・福祉協会の事業の状況

区分		内容
共済組合	短期給付事業	組合員とその家族の病気・ケガ等に対して必要な給付を行う
	長期給付事業	組合員に対して年金又は一時金の給付に関する事業を行う
	福祉事業	健康保持増進、貯金事業、資金貸付等の事業を行う
福祉協会	福利厚生事業	健康保持増進・保険思想の普及向上等を目的に各種助成・給付を行う
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付を行う
	生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う

#### ④職員互助組織の運営状況

職員の相互扶助による福祉の増進及び職員の親睦・交流を図るために  
職員互助会(土曜会)を組織しています。職員互助会は会員の会費で運営しており、  
町からの補助金や助成金はありません。

### (2)公務災害・通勤災害の認定状況

令和6年度公務災害認定 1件

## 10. 公平委員会の業務の状況の状況

### (1)公平委員会の概要

区分	内容
勤務条件に関する措置の審査請求	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を執ること
不利益処分に関する審査請求	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
苦情処理	職員の苦情を処理すること

### (2)公平委員会の業務の状況

#### ①勤務条件に関する措置の審査請求

該当ありません

#### ②不利益処分に関する審査請求

該当ありません

#### ③苦情処理

職員の苦情相談が1件ありました。